

# 白山市議会通年議会の実施に関する規程

平成 25 年 6 月 24 日

議会告示第 2 号

改正 平成 27 年 1 月 27 日議会告示第 1 号

令和 2 年 2 月 1 日議会告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、議会機能の更なる充実及び強化を図り、議会が主導的かつ機能的に活動できるように定例会の開催回数を年 1 回とし、その会期を通年とするために必要な事項を定めるものとする。

(会期)

第 2 条 定例会の会期は、2 月から議決した日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、議員の任期満了後の最初の会期は 3 月から議決した日までとし、議会の解散があった場合の会期は、2 月から議会の解散があった日の属する月まで及び議会の解散に伴う一般選挙後 10 日を経過する日の属する月から議決した日までとする。

(会議)

第 3 条 会議は、2 月（前条第 2 項に該当する場合は、同項に定める会期が開始する月）に開会又は再開し、6 月、9 月及び 12 月に再開する。この場合において、特に必要があるときは、この時期を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2 緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度、会議を再開する。

3 市長から議案等を示し、再開の請求があったときは、議長は請求のあった日の翌日から起算して 7 日以内に会議を再開しなければならない。

4 議案等は、当該議案等を審議し、議決に至る一連の会議の期間（以下「審議期間」という。）内に議決するものとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(会議開催の協議)

第 4 条 審議期間は、市と議会が協議して定める。この場合において、2 月、6 月、9 月及び 12 月に開催する会議にあつては開会又は再開する月の 3 箇月前から協議し、それ以外に開催する会議にあつては再開する月の 1 箇月前から協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急に議案等の審議が必要な場合は、この限りでない。

(定例会及び会議の呼称)

第5条 定例会は、開会する年を冠して「何年白山市議会定例会」と呼称する。

2 会議は、開会又は再開する年及び月を冠して会議ごとに「何年白山市議会何月会議」と呼称する。ただし、同一の月内に審議期間の異なる会議が2回以上開会又は再開されるときは、その月の次に回数を記して、「何年白山市議会何月第何回会議」と呼称する。

(議案等の作成)

第6条 議会提出の議案及び市長提出の議案等は、暦年ごとに議案の種別により一連の番号を付する。

(議事日程の作成)

第7条 議事日程は、審議期間ごとに一連の番号を付する。

(一般質問)

第8条 一般質問は、2月、6月、9月及び12月に行う。ただし、第3条第1項後段の規定により会議が繰り上げ、又は繰り下げられた場合は、その繰り上げ、又は繰り下げられた月に行う。

(所管事務調査)

第9条 常任委員会は、必要な手続を経て、会期中いつでもその所管に属する事務について調査を行うことができる。ただし、審議期間中は、付託された議案等の審査を優先しなければならない。

(発言の取消し又は訂正)

第10条 白山市議会会議規則(平成17年白山市議会規則第1号)第65条に規定する議長が別に定める日は、その会議の審議期間の最終日とする。

(会議録)

第11条 会議録は、会議ごとに調製する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、通年議会の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後、初めて招集する定例会の会期は、招集の日から平成26年2月28日までとする。

附 則(平成 27 年 1 月 27 日議会告示第 1 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和 2 年 2 月 1 日議会告示第 1 号)

この告示は、公表の日から施行する。